

平成 30 年 1 月 26 日

各 位

管理会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社
代表者名 松下 隆史
(コード番号 15624)
問合せ先 ディスクロージャー部
ドキュメンテーション課長 土田 雅央
(TEL. 03-5405-0740)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、SMAM 東証REIT指数上場投信の投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

インターネットの普及を考慮し、受益者の利便性向上を目的として、公告方法を新聞掲載から電子公告に変更するものです。なお、変更後は、公告期間中いつでも当社ホームページで公告の内容をご覧いただくことが可能となります。

2. 変更の内容

受益者に対する公告を、原則として電子公告とし当社ホームページ (<http://www.smam-jp.com>) 掲載とするための変更を行います。

3. 日程

平成 30 年 1 月 30 日	内閣総理大臣への届出日
平成 30 年 2 月 1 日	変更日

4. 変更に関する書面決議の期日および方法

今回の約款変更は当該投資信託の商品としての基本的な性格を変更させるものではなく、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の新旧対照表

新	旧
<p>【公告】 <u>第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。</u> http://www.smam-jp.com</p> <p><u>② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。</u></p>	<p>【公告】 <u>第56条 委託者が、受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。</u></p>